

令和 8 年 6 月 定例会 会議録

令和 8 年 豊郷町議会 6 月 定例会は、令和 8 年 6 月 3 日 豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
5 番	辻 本 勇
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第 121 条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めた者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	神 谷 節 子
税 務 課 長	近 藤 里 奈
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
人 権 政 策 課 長	山 田 篤 史
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹

会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史
教 育 次 長	西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書 記	横 畝 莉生奈

5、提案された議案は次のとおり

- | | |
|-------|--|
| 議第33号 | 令和7年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 議第34号 | 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例） |
| 議第35号 | 専決処分につき承認を求めることについて（令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第9号）） |
| 議第36号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第37号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第38号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第39号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第40号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第41号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第42号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第43号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第44号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第45号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第46号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第47号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第48号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第49号 | 豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 議第50号 | 豊郷町先人を偲ぶ館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案 |
| 議第51号 | 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 議第52号 | 契約の締結につき議決を求めることについて（令和8年度 物品・役務 第285号 職員用情報系パソコン購入業務） |
| 議第53号 | 令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第2号） |

議第 5 4 号	令和 8 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 5 号	令和 8 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 5 6 号	令和 8 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
発議第 3 号	豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案
発議第 4 号	中東情勢の早期解決と物価高騰対策を求める決議（案）

中島議長 おはようございます。定刻より少し早いですが、これより、令和８年６月第２回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１２名で、会議開会定足数に達しております。よって、第２回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前９時００分）

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動を慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２７条の規定により、４番、本田清春君、５番、辻本勇君を指名いたします。

日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から６月１６日までの１４日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月１６日までの１４日間と決しました。

日程第３、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第２３５条の２第３項の規定により、令和８年１月分から３月分の現金出納検査の結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第１２１条の第１項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

次に、議長公務報告を行います。

議長公務として報告事項を提出しています。お手元に配付しているとおりです。ので、ご了承ください。

続いて、委員会報告を行います。

西澤議会広報常任委員会委員長、報告をお願いいたします。

西澤議会広報

常任委員長 はい。

中島議長 西澤議員。

西澤議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは議会広報委員会の報告をさせていただきます。議会広報委員会の報告を行います。議会広報紙の「とよさと議会」は、今回で100号となりました。発行に向けては4回の常任委員会を開催して、議会活動のプロセスや審議結果等を広報することで、議会の透明性を確保し、住民の皆さんに議会活動の認知、興味や関心を高めていただく広報づくりに努めております。そのため、記事については、議会であった審議内容、議員各位の発言、こうしたことの事実を掲載しながら、偏った内容とならないように注意して、委員会、協議、内容確認を行っているところでございます。出来上がりました第100号は5月22日金曜日に発行いたしました。議会広報委員会委員一同、今後も町民の皆様に興味を持って読んでいただけるように、改善を行いながら発行してまいりたいと思っております。

以上、議会広報委員会の報告といたします。

中島議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第33号令和7年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。町長より報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和8年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会には報告1件、承認2件、同意14件、条例廃止1件、条例改正1件、契約議決1件、令和8年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計補正予算案件4件の計24件の議案を提案させていただいております。どうぞご審議賜りますようよろしく申し上げます。

それでは、議第33号令和7年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。地方自治法第213条第1項の規定により、令和7年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の企画管理費1,472万2,000円から中学校費48万6,000円まで、総額1億2,555万4,000円を令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に

よりご報告するものです。どうぞよろしくお願いいたします。

中島議長 これで報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、１２番。

中島議長 １２番、今村議員。

今村議員 議第３３号令和７年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてのことで、この１０項目の繰越明許報告がありますが、その中の特定財源未収入というのが７件あります。この未収入の理由を、１０件のうち７件もあるので、どういう事情で未収入に今至っているのか、その点について報告をお願いします。

総務課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長 それでは１２番、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

特定財源の未収入につきましては主に国庫補助金になります。事業が終わりましたら補助金が交付されますので、今の段階では未収入ということでございます。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はございませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。以上で議第３３号の報告を終了いたします。

日程第５、議第３４号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例案）から、日程第６、議第３５号専決処分につき承認を求めることについて（令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第９号））までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第３４号及び議第３５号の専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第３４号は豊郷町税条例の一部を改正する条例であり、今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が４月１日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。主な内容は、軽自動車税の環境性能割の廃止及び種別割の名称変更、個人住民税では住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、固定資産税では家屋及び償却資産の免税点の見直し等になります。

次に、議第３５号では、令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第９号）で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７,２４７万円を減額し、歳入歳出予算総額を６３億７,５９５万８,０００円とするものです。歳入では地方譲与税１８４万７,０００円、利子割交付金７７万４,０００円、配当割交付金１９１万円、株式等譲渡所得割交付金２７３万６,０００円、法人事業税交付金１２５万４,０００円、地方消費税交付金１,３０２万１,０００円、財産収入１１万４,０００円を追加し、環境性能割交付金１１２万３,０００円、繰入金９,０５０万３,０００円、町債２５０万円を減額するものであります。

次に歳出では、議会費１０９万円、総務費１,０３４万２,０００円、民生費１,６９０万円、土木費１,７５０万円、消防費１,１７５万円、教育費１,４８８万４,０００円を減額するものでございます。繰越明許費の追加は、第２条の地方債の変更は第３条のとおりであり、主な内容としましては、歳入歳出ともに実績により、年度末に額が確定したことから、３月３１日付で専決処分を行ったものであります。

以上、議第３４号及び議第３５号について、いずれも地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

中島議長　これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員　はい、１２番。

中島議長　１２番、今村議員。

今村議員　議第３４号の地方税法の変更による専決処分の方で、担当課でもお聞きいたしました。住宅ローン控除の影響、また、固定資産軽減の新築家屋に対する軽減、この内容はどうなっているのかというのと、令和７年度で受けておられた方、ローン控除、または新築軽減の両方、これは何件ありましたか。その点について報告をお願いいたします。

それから議第３５号につきましては、これは先ほど町長が説明された問題を含み、減額がいろいろあったわけですが、その中で１１ページの地方消費税交付金が増額で、最終補正、令和７年度の地方消費税交付金、社会保障財源分、また、地方消費税交付金、社会保障費財源以外分、それぞれ、合わせて１,３０２万１,０００円ということで増額補正がありましたが、これというのは、やはり国に対する消費税収入が、このインフレの中で、物価高で増収している分の中で、その配分が増えたというふうに理解したらよろしいのでしょうか。その理由を説明してください。

また、１２ページ、繰入金の中で財政調整基金繰入金、公共施設等総合管理基

金繰入金、それぞれ減額補正が8,723万1,000円、公共施設等の方は327万7,000円、こういう減額をされたというのは、繰越明許で1億何千万の繰越しをされていますから、そういったことも含まれる可能性もありますが、理由として原因は何だったのかを説明してください。

それから13ページの款2総務費、項1総務管理費の財政管理費、その中で公共施設敷地内除雪委託料105万8,000円、増額補正がされております。公共施設敷地内ということでもありますので、町内のどの公共施設を対象になさった増額なのか説明していただけますか。

そして14ページは、項4住宅費の目1公営住宅管理費、目2改良住宅管理費で修繕量が、公営住宅の方で500万円、また改良住宅の方で250万円の減額という補正になっておりますが、これは減額になる要因は、どういうことが考えられて、どういうことでそうになっているのか、内訳、内容を教えてください。それから、款10教育費、この中で3番、目、教育振興費で報酬が750万円、教育・保育支援員、パートタイム、会計年度任用職員の減だと思うんですが、これにつきましてはどういう内訳なのか説明をお願いいたします。

以上です。

税務課長 議長。

中島議長 近藤税務課長。

税務課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

まず初めに、住宅ローン控除の内容でございますけれども、住宅ローン控除の期間が5年延長になりました。令和7年の居住から令和12年までに居住した場合に該当するものでございます。該当する件数でございますけれども、令和7年では196人の方がローン控除を受けられております。

続きまして、新築軽減の方でございます。新築軽減の期限が令和8年3月31日までから、令和13年3月31日まで5年延長になりました。内容については変わっておりませんが、床面積の要件が変更になりまして、現行の50平米以上から40平米以上の住宅に適用されるものでございます。新築軽減の件数は、令和7年度では38件の該当がございました。

以上です。

総務課長 議長。

中島議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、12番今村議員のご質疑にお答えをします。

私の方は、議第35号の一般会計の専決の補正予算の方になります。まず、11ページの上の地方消費税交付金でございます。インフレの影響なのか、

何でなのかということでございますけれども、インフレの影響もあるかも分かりませんし、好景気で消費が増えた部分もあるのではないかと思います。詳細については、国からの配分がありましたので、この額にさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

それから次に、１２ページの款１８繰入金の財調と公共施設の基金の繰り入れの減額の原因ということでございましたが、これにつきましては、今回の歳出の方の補正による財源調整でございます。

続きまして、１３ページの款２総務費の財政管理費の公共施設の除雪ですけれども、これにつきましては庁舎と旧校舎と隣保館といきがい協働センターになります。これにつきましては回数を１回分勘違いしておりましたので、その分の補正をさせていただいたというものでございます。

以上です。

人権政策課長 議長。

中島議長 山田人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

私の方、１４ページの住宅費の公営住宅管理費、また改良住宅管理の修繕量の減額につきましては理由につきましては、実績に伴う執行残でございます。

以上です。

教育次長 議長。

中島議長 西山教育次長。

教育次長 それでは今村議員のご質疑にお答えいたします。

私の方は議第３５号の補正の１４ページの款１０教育費、項１教育総務費の項３教育振興費の報酬７５０万円につきましては、各小中学校に配置しております教育支援員の報酬ですけれども、こちらの方も実績に伴う減額として、７５０万円減額しております。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第３４号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第３４号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議題３４号は承認することに決定いたしました。

これより議第３５号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第３５号専決処分につき承認を求めることについて（令和７年度豊郷町一般会計補正予算（第９号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立をお願いします。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議題３５号は承認することに決定いたしました。

日程第７、議第３６号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第２０、議第４９号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第３６号から議第４９号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

現豊郷町農業委員会委員は、令和８年７月１９日をもって任期満了となることから、令和８年１月２３日から２月１９日までの期間において、委員定数１４名の公募を実施したところ、１４名の応募がありました。その後、豊郷町農業委員候補者評価委員会にて委員候補者の審査が行われ、農業委員として適当であるとの報告を受けました。つきましては、任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、農業委員の候補者につきましては、議第３６号、八町、古川傳次郎氏、議第３７号、下枝、藤野総五郎氏、議第３８号、吉田、渡辺篤則氏、議第３９号、四十九院、田中正剛氏、議第４０号、安食西、田中良典氏、議第４１号、石畑、伊藤元和氏、議第４２号、沢、長谷川富規氏、議第４３号、沢、北村惣次郎氏、議第４４号、上枝、小林太氏、議第４５号、安食南、田中耕一氏、議第４６号、雨降野、北川泰史氏、議第４７号、三ツ池、山田哲氏、議第４８号、日栄、北田一也氏、議第４９号、高野瀬、野村栄氏、以上１４名でございます。

なお、経歴につきましては別紙のとおりでございます。また、任期につきましては、令和８年７月２０日から３年間でございます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。
議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第３６号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第３６号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第３６号は同意することに決定いたしました。

これより議第３７号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第３７号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第３７号は同意することに決定いたしました。

これより議第３８号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第３８号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第３８号は同意することに決定いたしました。

これより議第３９号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 39 号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 39 号は同意することに決定いたしました。

これより議第 40 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 40 号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 40 号は同意することに決定いたしました。

これより議第 41 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 41 号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決をいたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 41 号は同意することに決定いたしました。

これより議第 42 号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第 42 号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第 42 号は同意することに決定いたしました。

た。

これより議第４３号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４３号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４３号は同意することに決定いたしました。

これより議第４４号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４４号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４４号は同意することに決定いたしました。

これより議第４５号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４５号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４５号は同意することに決定いたしました。

これより議第４６号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４６号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４６号は同意することに決定いたしました。

これより議第４７号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４７号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４７号は同意することに決定いたしました。

これより議第４８号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４８号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４８号は同意することに決定いたしました。

これより議第４９号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第４９号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第４９号は同意することに決定いたしました。

日程第２１、議第５０号豊郷町先人を偲ぶ館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第５０号豊郷町先人を偲ぶ館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案についてご説明申し上げます。

平成９年に開館した豊郷町先人を偲ぶ館につきましては、建物の老朽化に伴い、今年度の９月３０日をもって閉館し、年度内に解体すべく本条例を廃止するものであります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第５０号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第５０号豊郷町先人を偲ぶ館の設置および管理に関する条例を廃止する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議題第５０号は原案のとおり可決されました。

日程第２２、議題５１号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第５１号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、本条例で定める消防団員等の葬祭補償について所要の改正を行おうものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第５１号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第５１号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する

条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

中島議長 全員起立であります。よって、議題第５１号は原案のとおり可決されました。

日程第２３、議題５２号契約の締結につき議決を求めることについて（令和８年度 物品・役務 第２８５号 職員用情報系パソコン購入業務）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第５２号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

職員用情報系パソコン購入業務について、去る５月１５日に滋賀県町村会において共同調達事業の一般競争入札が実施されたところ、所在地、滋賀県米原市米原西２３番地、名称、日本ソフト開発株式会社、代表取締役社長、蒲生仙治氏が落札しましたので、その結果を受け、職員用パソコン４０台を、請負契約金額１,１９９万８,８００円で仮契約を結んだところであります。この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第９６条第１項第８号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき議決をお願いするものであります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、１２番。

中島議長 １２番、今村議員。

今村議員 議第５２号契約の締結につき議決を求めることについて。今、町長から提案理由を説明いただきましたが、滋賀県町村会で、一般競争入札で落札した業者と随意契約を、仮契約を行ったというお話なんですが、なぜ、町村会でしてもらうよりも町の一般競争入札の方を実施しなかったのか。その理由について説明をお願いいたします。

企画振興課長 議長。

中島議長 神谷企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

町村会では６町の方と一緒に、システムクラウド共同利用事業推進協議会の方で購入をしております。今回、豊郷町については４０台でございしますが、ほかの町で購入の意思があるところと合わせますと台数が増えます。その関係上、入

札で安く落札できるということでございます。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第52号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。12番、今村議員。

今村議員 議第52号契約の締結につき議決を求めることについて、反対討論を行います。

今回の契約案件は、役場の一般行政職員のパソコン40台の購入契約案件であります。そこで企画振興課にも、なぜ随意契約なのかということで経緯説明を求めたところ、滋賀県町村会で6町クラウドを利用して一括購入、入札を実施したほうがパソコン単価が低くなることができると聞き、町村会で関係町とともに一括入札を実施し、落札会社日本ソフト株式会社と随意契約をしたものであるという説明を受けました。

今回の町村会の入札結果調書を見ましたが、5月15日に一般競争入札で実施され、納品場所は、県下、豊郷町と竜王町ということでありました。応札業者は3社しかありませんでした。町村会が決めた予定価格に対する落札率は51.7%でした。しかし豊郷の一般行政職員用パソコン単価は、この契約でいくと、税込みで29万9,970円という高額なものになっています。この町村会の入札の問題点は、予定価格がなぜ高いのか、応札業者が3社しかなく、競争性もない入札が行われている。最低制限価格が非公表であり、談合の疑念も生じるものです。この観点から、今回の契約議案について反対討論を述べます。

①総務省、令和7年情報通信白書によると、デスクトップパソコンの一般的価格は5万円から15万円が相場であると記されています。そうなれば、町は少なくとも10万円は高い買物をしていると判断できる。

2点目、なぜ町単独の一般競争入札をしなかったのかという問題がある。町はかねがね町費の節減をいいますが、消耗品でパソコンを、地方財政法で明記されている「最小の経費で最大の効果を上げる」という公費の使い道の基本に立ち返るべきではないでしょうか。

3点目、町民は物価高騰、インフレ、円安の中、そういう中でも税金を一生懸命払っています。こういう状況下において、町民全体の奉仕者として、町長以下

町職員は日々職務を遂行していただいています。そのことを考えれば、今回の契約は町民にとっては不利益を与える契約であると判断し、以上の問題を指摘いたしまして、反対討論といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員 賛成討論。

中島議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。西澤議員。

西澤議員 議第５２号契約の締結につき議決を求めることについて、賛成討論を行います。この契約については、何ら問題はないと私は思っております。契約の目的、令和８年度 物品・役務 第２８５号 職員の情報パソコン購入については、やはりこれから、住民さんのサービス向上等々、いろいろなことを考えた場合には、やはり重要であり、何ら問題はないと思いますので、私は賛成といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第５２号契約の締結につき議決を求めることについて（令和８年度 物品・役務 第２８５号 職員用情報系パソコン業務）を採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、多数）

中島議長 賛成多数であります。よって、議第５２号は原案のとおり可決されました。

日程第２４、議第５３号令和８年度豊郷町一般会計補正予算（第２号）から、日程第２７、議第５６号令和８年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第１号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

中島議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第５３号令和８年度豊郷町一般会計補正予算（第２号）から、議第５６号令和８年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第１号）までの補正予算について、一括してご説明申し上げます。

まず、議第５３号令和８年度豊郷町一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１,１１４万６,０００円を追加し、歳入歳出予算総額を５５億３,２１９万３,０００円とするものです。

歳入では県支出金１１万８,０００円、繰入金８０８万３,０００円、諸収入３６０万円を追加し、国庫支出金６５万５,０００円を減額するものであり、

歳出では、総務費 4,685 万 9,000 円、農林水産業費 57 万 7,000 円、土木費 728 万 8,000 円を増額し、議会費 105 万 1,000 円、民生費 1,600 万 5,000 円、衛生費 90 万 7,000 円、教育費 2,561 万 5,000 円を減額するものであり、債務負担行為の補正は第 2 表のとおりであります。

次に、議第 54 号令和 8 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3,875 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 8 億 3,078 万 9,000 円とするものです。歳入では国民健康保険税 370 万 1,000 円を追加し、県支出金 2,474 万円、繰入金 1,771 万 8,000 円を減額するものであります。歳出では総務費 39 万 5,000 円、保険給付費 2,474 万円、国民健康保険事業費納付金 1,362 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、議第 55 号令和 8 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。第 2 条、収益的収入及び支出の補正は、収入、第 21 款水道事業収益の既決の予定額に 137 万 2,000 円を追加し、2 億 724 万 5,000 円に、支出、第 22 款水道事業費用の既決の予定額に 163 万 8,000 円を追加し、2 億 15 万円とするものであります。第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第 7 条中（1）職員給与費を 2,418 万 5,000 円に改め、第 4 条他会計からの補助金を 2,456 万 6,000 円に改めるものであります。

最後に議第 56 号令和 8 年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。第 2 条収益的収入及び支出の補正のうち、収入、第 41 款、下水道事業収益の既決の予定額に 44 万 4,000 円を追加し、3 億 3,294 万 9,000 円とし、支出、第 51 款下水道事業費用の既決の予定額に 44 万 4,000 円を追加し、総計を 3 億 3,691 万 7,000 円とするものであります。第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第 7 条中（1）職員給与費を 2,278 万 2,000 円に改め、第 4 条、他会計からの補助金を 3,721 万 1,000 円改めるものであり、以上、議第 53 号から議第 56 号まで一括して説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。

中島議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい、12 番。

中島議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第53号令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）で、7ページの歳入の方ですが、国庫支出金の中で、目1民生費国庫負担金、保険基盤安定保険者支援金分負担金、減額180万円、その下の方の県の支出金でも、民生費県負担金、保険基盤安定保険者支援金分90万円減とありますが、これはどういう理由で減額補正がされるのか、また、8ページの諸収入4の雑入で、コミュニティ助成事業220万円、コミュニティ助成自主防災組織助成事業が140万円、これについては歳出の10ページに、地域づくり推進事業費で、一般コミュニティ助成事業と、地域防災組織育成助成事業補助金という形がありますが、この内容について説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

中島議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 議第53号一般会計補正予算（第2号）、今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

7ページ、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金ならびに款14、県支出金、項、県負担金、目、民生費県負担金、保険基盤安定保険者支援分負担金の減額に伴う理由でございますが、こちらにつきましては国民健康保険税の本算定に伴います国民健康保険事業特別会計におきまして、再計算しましたところ、国、国庫負担金ならびに県負担金に伴います保険基盤安定負担金の再計算をしましたところ減額となりました関係で、減額補正とさせていただいているところでございます。以上でございます。

企画振興課長 はい。

中島議長 神谷企画振興課長。

企画振興課長 それでは議第53号、今村議員のご質疑にお答えいたします。

8ページ雑入の360万円でございます。こちら、10ページの歳出のコミュニティ、地域づくり推進事業費と関連してしますので、あわせてお答えいたします。こちら、一般コミュニティ助成事業220万円につきましては、石畑区がエアコンの設置を考えております。八町区につきましては草刈り機と収納庫の購入を予定されております。地域防災組織育成助成事業補助金につきましては、こちら140万円、大字吉田区になります。発電機、投光器、防災用品、そして収納庫を予定しております。

以上です。

中島議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を集結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議題53号令和8年度豊郷町一般会計補正予算（第2号）を予算決算常任委員会に、議第54号令和8年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に付託いたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

議 員 異議なし。

中島議長 異議なしと認めます。よって、議第53号を予算決算常任委員会に、議第54号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

これより、議第55号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第55号令和8年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）を裁
決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

これより、議第56号の討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第56号令和8年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を採
決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

中島議長 全員起立であります。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第3号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正
する条例案を議題といたします。

河合勇議員、提案理由の説明を求めます。河合議員。

河合議員 議会議員定数削減の提案理由を説明いたします。定数削減は身を切る改革
の1つであります、議員改革であります。何を恐れているのか知りませんが、今
回が10回目であります。選挙は、議員としての議員活動に専念してきた結果を
住民の方々に評価していただいた結果ではありませんか。また、先の3月定例会
で提出された修正案は、社会福祉総務費で340万円、児童福祉費で80万円、
保健衛生費で30万円、教育総務費で50万円の、合計500万円を増額するも

ので、行政の計画した事業に新規事業を加えるものでありました。これは、町長の予算編成方針や、基本的な性格を根本から変えてしまう修正案でありました。

一方で、見方を変えますと、議員報酬は、令和８年度予算額合計、年額３,２７６万４,０００円のうち、役職を除いての議員１人当たりの補助額は、年間２５９万６,０００円であります。このことを前提に２名削減すると、年間５１９万２,０００円であります。議員任期の４年間で２,０７６万８,０００円もの減額となります。こうすれば、日本共産党豊郷支部議員団の言う５００万円の財源を確保することもできます。

ただし、私の主張はあくまでも、議会改革をする以前に議員の改革をするべきだと思います。さらなる議員の資質の向上を目指す必要があるということを申し上げます。何が住民の民意なのか、評価を受けてはいかがでしょうか。５月２２日金曜日発行の議会だよりに、本田氏は、議員削減がされていたら自分がなかったのではないかと。だから議員削減に反対するという文書が書かれていました。ここに、皆さんのお手元にもいっていますけれども、ここにちゃんとあります。だから、議員削減に反対するという文書が書かれていました。選挙は誰がマルかバツか分かりません。在所は仲よし、親戚の集まりはみっともない話です。信念を持って議員改革に賛同してはどうですか。

私も長の経験をさせていただきましたけれども、長も議員削減に賛同の信念があるのなら、実績があります。副と代わり、議会改革に賛同してはどうですか。私は私の所信に従って議員定数削減を提案いたします。賛同をよろしく願いをいたします。

中島議長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議　員　なし。

中島議長　ないようでありますから、これをもって質疑を集結いたします。

これより、発議第３号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議　員　議長、反対討論。

中島議長　討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。鈴木議員。

鈴木議員　発議第３号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案に対する反対討論を行います。

そもそも議会は、封建社会のヨーロッパでは、王様が１人で何でも決めるということに反発が起き、貴族や聖職者、都市の有力者などが集まり、相談の場を開いたのが、歴史上の議会の始まりだと言われています。近代になると、貴族だけではなく国民全体の代表で政治を決めるべきだという考えが広がり、議会は支

配者、今では首長が一方的に決める状態から、国民、町民の代表による民主的な意思決定の場として発展をしてきました。その意味で、議会は町民の代表による話し合いで、町の政治、行政を決める場であります。

近年、社会の発展・前進は目まぐるしく、新しい人権の発展、多様な文化、多様な考え方が広がっています。そのような社会の発展と現状を見ると、行政を監視する役割を担う議員を減らすのではなく、議員自身が町民の生活と暮らしを守るための議論を活性化できる議会に発展させるべきだと考え、定数を削減する条例案には反対といたします。

中島議長 ほかに討論はございますか。どちらですか。

長谷川議員 反対。

中島議長 それでは、本案に対する反対討論の発言を許します。長谷川議員。

長谷川議員 私は、議員定数削減には反対ではありません。だが、議論をされていない中で。

河合議員 討論やろ。

長谷川議員 討論ですよ。されていない中で、民意の意見を聞きもせず、議会だけで決めてもいいものかと思います。まずは民意を聞いて、それで議会で熟議をし、それで決定すべきだと思います。議員削減には反対ではない。でも、やり方が反対だということです。

以上です。

河合議員 降りろ。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第3号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、少数)

中島議長 起立少数であります。よって、発議第3号は否決されました。

日程第29、発議第4号中東情勢の早期解決と物価高騰対策を求める決議案を議題といたします。

今村恵美子議員、提案理由の説明を求めます。

今村議員 はい、12番。

中島議長 今村議員。

今村議員 発議第4号中東情勢の早期解決と物価高対策を求める決議案について、提案説明を行いたいと思います。皆さんのお手元にあります決議案を読み上げてま

います。

今年２月２８日、米軍及びイスラエル軍によるイラン攻撃が行われ、その後、イランによる報復攻撃も行われる中、ホルムズ海峡をめぐる緊張は一段と高まっています。中東地域は原油、液化天然ガス、肥料などの供給の要衝であり、中東情勢はエネルギー安全保障や、わが国の経済活動、食料生産確保にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。今後、原油や電力価格の高騰が続けば、さらなる物価高を招き、国民生活に直接影響するのみならず、農林水産業、運輸業、建設業、観光関連産業などの幅広い分野に多大な影響が懸念される。そのため、町民や町内事業者からも不安の声が強まっています。

よって、本町議会は国際社会における平和の実現を希求するとともに、国民生活やわが国の経済を守るため中東情勢の早期解決を強く求める。政府におかれは、国際社会と連携して早期解決へと努めること、エネルギーの安定供給や、物価を含む国民生活や日本経済への影響を的確に把握し、必要な対策を迅速に講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

豊郷町議会。

ということで、提案説明とかえさせていただきます。

中島議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、発議第４号に対する討論を行います。討論はありますか。

本田議員 賛成討論。

西澤議員 反対討論。

中島議長 討論の申出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。西澤議員。

西澤議員 それでは、発議第４号中東情勢の早期解決と物価高騰対策を求める決議案に対して、反対討論を行います。

現在、エネルギーの価格の高騰や、日々の物価高に町民や地域の中小企業の皆様が深刻な不安の中に置かれている現実には痛いほど理解しております。さらに、一刻も早い対策が必要であるという認識においては全く同じ思いであります。しかしながら、その不安を払拭するための手段として、抽象的な要望を国に送りつける本議会の手法に対しては、実効性の観点から到底賛成することはできません。

第一に、物価高騰の原因を、特定の中東情勢のみを結論付けるということは、

世界の動きやニュースの捉え方が偏っており、公平ではないと考えます。私は、新聞等、いろいろなテレビ等で拝見しておりました。現在の物価高騰は、為替の変動、世界的な原材料の不足、さらに他地域における長期的な紛争など、総合的な要因が複雑に絡み合っているのではないかと私は考えております。今回、特定の中東情勢のみを切り出し、あたかもそれが唯一の決定打であるかのようには断定して決議を行うことは、本体の本質を見誤るものであり、国は、外交面でも和平に向けた働きかけを継続しております。国は、まさに総力を挙げて取り組んでいる最中に、何ら具体的な政策提言も独自の視点もない、ただ、早期解決、必要な対策といっても、無駄な言葉だけの要望を提出することではないかと、私は国政に対する影響力はゼロに等しいのではないかと思います。

国はすでに、エネルギーの補助金の延長や、機動的な財産出動など、総合的な物価高騰の対策が現在進行しております。国会も今日から始まっております。3兆円規模の予算を今回上げております。本町においても、国の物価高騰対応重点支援、地方創生臨時交付金などを活用し、住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金3万円や、水道料金、下水道使用料の基本料金の減免措置など、生活に直結した支援をなされております。

私たち議員が、今真摯に果たすべき職務は、形ばかりの要望ではありません。限られた自治体の財源を、いかに効率的に使い、今この瞬間も苦しんでいる足元の住民を、本町独自の予算と施策でいかに迅速に支援するかという具体策を議論することが、私たち議員に課せられた本当の責任ではないか。住民のための声を上げたと言主張して、責任を逃れようとする姿勢は断じて容認できません。住民の皆様が求めている、今日、明日の生活の、1円でも助かる具体的な支援です。早期解決や対策を迅速に講じられるといった言葉で、形だけの本会の案には反対を表明し、議員各位の賢明な賛同をいただき、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

中島議長 反対やろ。今、賛成って言うたで。

西澤議員 反対討論といたします。

中島議長 それでは、ほかに討論はありませんか。

本田議員 賛成討論。

中島議長 次に、本案に対する賛成討論を許します。本田議員。

本田議員 発議第4号中東情勢の早期解決と物価高騰対策を求める決議案について、賛成討論を行います。

先ほど、町内の皆さんの暮らしと直結する問題を討論すべきだという反対討論が西澤議員より行われました。ご承知のように、町内でもごみ袋が買えないと

いう声が出ています。それほど深刻な問題が、このアメリカとイスラエルによるイラン攻撃が起こっていることなんです。ここに起因していることは間違いありません。しかしそれだけではありません。国連憲章及び国際法に反する重大な違反行為が行われているという、この出来事に私たちは議員として目を向けるべきではありませんか。

イラン核問題をめぐる外交交渉が継続している最中に、アメリカが交渉を一方向的に打ち切り軍事行動に踏み切ったことは、平和的解決を原則とする国際社会の努力に逆行するものです。さらに、最高指導者の殺害、体制転覆への言及などは、国家主権を著しく侵害するものであり、極めて深刻です。また、子どもを含む多数の市民が犠牲となり、学校、病院、文化施設、民家、インフラ施設などへの攻撃が行われることは、国際人道法の観点からも強く非難されなければなりません。原子力関連施設への攻撃を示唆する発言などは、広範かつ深刻な被害を引き起こす危険をはらみ、断じて許されるものではありません。現在、停戦に向けた協議が模索されている一方で、イスラエルは隣国レバノンへの軍事行動を示唆するなど、情勢は依然として予断を許さない状況にあります。国際社会には、さらなる軍事的緊張の拡大を防ぎ、外交的解決を追求する責任が政府にはあります。

政府に求められているのは、アメリカ及びイスラエルに対し、軍事行動の即時停止と外交交渉への復帰を強く働きかけることです。加えて、中東情勢の緊迫化は日本経済や国民生活に深刻な影響を及ぼしています。ガソリン高騰だけではなく、今、緊急に問題になっているナフサ供給の不安定化によって、プラスチック、医療品、インク、断熱材や自動車部品など、幅広い産業に広がっています。先ほど紹介しましたごみ袋が買えないという町民の声もこの中の問題と位置づけることができます。

政府は物価高騰から国民生活を守るため、燃料費負担の軽減策をはじめ、中小企業への支援、生活困窮世帯への実効ある支援策を早急に講じるべきです。また、エネルギーや原材料の安定的供給に向けた対策を強化し、国民生活と地域経済を守る責任を果たすべきであります。この提案されています意見書は、県議会でも採択されている内容です。議員の皆さんの賛同をお願いして賛成討論といたします。

中島議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

中島議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第4号中東情勢の早期解決と物価高騰対策を求める決議案を

採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、少数）

中島議長 起立少数であります。よって、発議第４号は否決されました。

以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるよう、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１０時２４分 散会）